

鳥取県告示第10号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年1月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

| 事業者の名称又は 氏名 | 指定に係る事業所 の名称 | 指定に係る事業所の 所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|----------------|-----------------|-------------------|-------------|----------|
| 株式会社ぼやーじ ゆ | 宅老所きなんせ | 鳥取市湖山町西二丁 目555 | 平成21年12月25日 | 介護予防通所介護 |